

（別紙）

本市では、平成 22 年 5 月 10 日付 22 廃第 206 号及び第 207 号で、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（紛争予防条例）に基づく産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定についての意見照会をいただいています。

これを受けて、本市では、指定地域の設定について地元自治会と協議を行ってまいりました。その中で、産業廃棄物処理施設（破碎施設）設置予定地の隣接地で岩石採取の事業が行われており、粉じんや搬入・搬出の運搬車による騒音・振動の問題等が存在し、新たな破碎施設の設置に対する地元住民の大きな不安感が明らかになりました。

このような中、地元 3 自治会から「調査申し出書」が本市に提出されたため、県廃棄物対策課、監視指導課、工業保安課、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に協力いただき、調査を行ったところ、破碎施設については、平成 21 年 12 月 15 日に、県から無許可設置・無許可営業について設置者に厳重注意書が交付されており、同年 12 月 23 日にも再び破碎施設を稼働させたことから、県の指導により、設置者が施設のベルトコンベヤーを撤去し稼働できなくしていること、隣接地の採石事業については、平成 20 年 9 月に区域外採取を行ったこと、また同年 10 月の許可期限終了後も区域外採取・無許可採取を行ったことから、県工業保安課が注意・指導を行い、跡地整備計画に基づく原状回復・崩壊防止を事業者指示していること、が判明いたしました。

この結果、地元住民の間では、違反行為に対して罰則の適用がされなかったこと等について、さらに不満・不信が高まり、立看板の設置や署名運動など、産業廃棄物処理施設の設置に反対する活動が展開されるとともに、設置者（事業者）に対し法的手段も含めて厳正に対処するよう求める声が高まりました。これらの声を受け、本市市議会においても、本会議・委員会において多くの質疑が行われ、「明星寺地区の自然環境及び地域住民の安全・安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議」が採択されたところです。

以上の経過に見られるとおり、紛争予防条例の手続きを進めることに対する地元住民の不安感は非常に強いものがあり、また本市市議会からも本件については慎重に取り扱うよう求められています。このため、違法行為の再発を確実に防止しない限り地元住民の理解を得られず、本市として指定地域に係る意見を取りまとめることは、困難な状況となっています。

本市としましても、飯塚市自然環境保全条例に基づき、設置者（事業者）の監視・指導を行ってまいりますので、県におかれましても、より一層の監視・指導を強化し、違法行為に対しては厳正に対応していただきますよう、強く要望するものです。